

1 [民事系科目]

2

3 【第3問】(配点：100 [設問1] から [設問3] までの配点の割合は、40：20：40)

4 次の文章を読んで、後記の【設問1】から【設問3】までに答えなさい。

5 なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、試験時に施行されて  
6 いる法令に基づいて答えなさい。

7

8 【事 例】

9 AとBは、Aを貸主、Bを借主として、Aの所有する土地(以下「本件土地」という。)につい  
10 て、期間を30年、賃料を1か月30万円、目的を建物所有とする賃貸借契約(以下「本件契約」  
11 という。なお、本件契約は、事業用定期借地権を設定するものではない。)を締結した。

12 Bは、本件土地上に、レストラン経営のための店舗建物(以下「本件建物」という。)を建築し、  
13 本件建物でレストラン(以下「本件レストラン」という。)を運営してきた。Bが本件契約の締結  
14 から20年後に死亡すると、その子であるYが相続により本件土地の賃借人としての地位を承継  
15 し、本件レストランの経営を引き継いだ。また、Bの死亡と同じ時期に、AがXに本件土地を譲  
16 渡したことから、Xが本件土地の賃貸人としての地位を承継した。

17 Yは、本件契約の期間満了の3か月前に、Xと面談し、本件契約が期間満了後も更新されるこ  
18 との確認を求めたが、Xは、その場で、以下のように主張しつつ、本件契約の更新を拒絶した。

19

- 20 1. Xの息子Cは、歯科医であり、開業を予定している。本件土地は、Cが歯科医院を営むのに最  
21 適の立地条件であることから、本件土地上に歯科医院用の建物を建築することを計画している。  
22 2. XはYに対して立退料として1000万円程度を支払う用意がある。

23

24 XY間での交渉はまとまらず、Xは、本件契約の期間満了の直後、本件契約の終了に基づき、  
25 「Yは、Xから1000万円の支払を受けるのと引換えに、Xに対し、本件建物を収去して本件  
26 土地を明け渡せ。」との判決を求めて、訴え(この訴えに係る訴訟を、以下「本件訴訟」という。)  
27 を提起した。

28 本件訴訟の第1回口頭弁論期日においては、XとYの双方が出頭し、Xが前記1と2記載の主  
29 張をしたのに対して、Yは、本件レストランの経営継続を予定しているところ、離れた地に移転  
30 してしまうと経営が成り立たず、近隣において適当な土地を取得することは困難である旨及びX  
31 から申出があった程度の立退料では本件レストランの収入喪失まで補償するには全く不十分であ  
32 る旨を主張した。

33 また、この期日において、裁判官Jは、訴状の請求の趣旨には、「1000万円の支払を受ける  
34 のと引換えに」と記載してあるが、他方で、Xが1000万円程度を支払う用意がある旨を申し  
35 出た旨を主張していることから、1000万円という額にどの程度のこだわりがあるかという点  
36 についてXに釈明を求めた。これに対して、Xは、「1000万円という額に強いこだわりはあり  
37 ません。この額は、早期解決の趣旨で若干多めに提示したものですので、早期解決の目がなくな  
38 った以上、より少ない額が適切であると思っておりますが、本件土地を明け渡してもらうのが一  
39 番大事ですから、裁判所がより多額の立退料の支払が必要であると考えれば、検討する用意  
40 があります。」と陳述し、その要旨は口頭弁論調書にも記載された。

41

42 以下は、裁判官Jと司法修習生Pとの間の会話である。

43 J：Xは、立退料の支払を申し出ていますね。立退料は、借地借家法第6条の正当事由の有無を判  
44 断する上で、どのような役割を担うのでしょうか。

45 P：借家に関してですが、判例は、立退料は他の諸般の事情と総合考慮され、相互に補充しあつて

46 正当事由の判断の基礎となるものであるとしています（最高裁判所昭和46年11月25日第一  
47 小法廷判決・民集25巻8号1343頁。以下「最判昭和46年」という。）。

48 J：そうすると、裁判所が正当事由を認める上で必要と考える立退料額がXの申出額よりも多額で  
49 ある場合は、どういう判決をすることになりますか。

50 P：最判昭和46年は、原告は「立退料として300万円もしくはこれと格段の相違のない一定の  
51 範囲内で裁判所の決定する金員を支払う旨の意思を表明し、かつその支払と引き換えに（中略）  
52 店舗の明渡を求めている」と述べた上で、申出額よりも多額である500万円の支払との引換給  
53 付判決をした原判決を是認しています。本件でも、Xの第1回口頭弁論期日における陳述の内容  
54 から見て、Xの申出額と格段の相違のない範囲内で増額した立退料の支払との引換給付判決は許  
55 容されそうです。

56 J：それはそうでしょうね。それでは、申出額と格段の相違のない範囲を超えて増額した立退料の  
57 支払との引換給付判決はどうでしょうか。

58 P：最判昭和46年に照らすと難しいと思います。

59 J：そう結論を急がないでください。最判昭和46年は、格段の相違のない範囲を超えて増額した  
60 立退料の支払との引換給付判決の許否について直接判断したものではありません。また、格段の  
61 相違のない範囲を超えて増額した立退料の支払との引換給付判決を拒否するというのがXの意思  
62 であるとは直ちにはいえないように思います。

63 P：確かにそうですね。

64 J：それでは、引換給付判決をすることができないとすると、その場合にすべきことになる判決は  
65 どのようなものとなるのかを示し、その判決を、Xの申出額と格段の相違のない範囲を超えて増  
66 額した立退料の支払との引換給付判決と対比した上で、後者のような引換給付判決をすることの  
67 許否を検討してください。これを「課題1」とします。

68 ところで、裁判所が正当事由を認める上で必要と考える立退料額がXの申出額よりも少ないと  
69 いうことも考えられます。この場合には、Xの申出額よりも少額の立退料の支払との引換給付判  
70 決をすることはできるのでしょうか。

71 P：それは、Xが求めている判決よりも有利な判決をXに与えることになりそうでやや違和感があ  
72 ります。しかし、口頭弁論調書を見ると、Xはより少ない額が適切であるとも陳述していますね。

73 J：こちらも額によるかもしれないですね。それでは、第1回口頭弁論期日におけるXの陳述の内  
74 容にも留意しつつ、Xの申出額よりも少額の立退料の支払との引換給付判決をすることは許容さ  
75 れるかという点も検討してください。これを「課題2」とします。

76 なお、「課題1」及び「課題2」を検討するに当たっては、どのような事実を判決の基礎にする  
77 ことができるかという問題と借地借家法第6条に関する実体法上の解釈問題に言及する必要はあ  
78 りません。

79

## 80 【設問1】

81 あなたが司法修習生Pであるとして、Jから与えられた課題1及び課題2について答えなさい。

82

## 83 【事例（続き）】

84 本件訴訟が第一審に係属中、弁護士に頼らず自ら訴訟を進行してきたYは、心労もあって健康  
85 を害し、以前から本件レストランの経営を手伝っていたZにレストラン経営を任せることとした。

86 そこで、Yは、Zに本件建物を賃貸し、これに基づき本件建物を引き渡した。

87 Xは、前記の事実を直ちに察知し、Zを本件建物から立ち退かせなければ、目的は達成するこ  
88 とができないと考え、Zに対する建物退去土地明渡請求を定立しつつ、Zが本件訴訟の係属中に  
89 Yから本件建物を賃借し、これに基づき本件建物の引渡しを受けたことを理由としてZを引受人  
90 とする訴訟引受けの申立てをした。

91 以下は、裁判官Jと司法修習生Pとの間の会話である。

92 J：本件で、民事訴訟法第50条の承継は認められるのでしょうか。

93 P：同条の「訴訟の目的である義務」という文言を素直に捉えて、同条にいう承継とは訴訟物である義務の承継を指すと理解するのであれば、Zがこのような義務をYから承継したというのは難しいと思います。

96 J：しかし、そのような承継の理解は狭すぎるように思います。そこで、そのような理解を離れた上で、訴訟承継制度の趣旨を踏まえて、同条の承継の意味内容を具体的に明らかにし、Zが同条にいう承継をしたといえるか否か検討してください。これを「課題」とします。

99 なお、検討に際しては、XのYに対する訴えの訴訟物は、賃貸借契約の終了に基づく目的物返還請求権としての建物収去土地明渡請求権であることを前提にしてください。

101

102 【設問2】

103 あなたが司法修習生Pであるとして、Jから与えられた課題について答えなさい。

104

105 【事例(続き)】

106 本件訴訟では、弁論準備手続における争点及び証拠の整理が完了したことから弁論準備手続が  
107 終結となり、Cの証人尋問並びにX及びYの当事者尋問が実施され、口頭弁論の終結が予定され  
108 た口頭弁論期日(以下「最終期日」という。)の指定がされた。本件建物がYからZに対して賃貸  
109 され、引き渡されたのは、最終期日の指定がされた直後であり、Xの訴訟引受けの申立ては、最  
110 最終期日前に認められることとなった。

111 本件訴訟に従前関わっていないZは、弁護士に頼らずに訴訟を進行するのは難しいと考え、直  
112 ちに弁護士Lに訴訟委任をした。Lは、正当事由の判断の基準時が本件契約の期間満了時である  
113 としても、Yが本件レストランの経営から退いたことが、Yの従前の主張に関して不利にしんし  
114 ゃくされることもあり得ることから、更新拒絶に正当事由があると評価されるのを妨げる事実を  
115 追加して主張するのが適切であろうと考えた。

116 そこで、Lが改めて本件レストラン経営に係る資料を調査すると、B名義の預金通帳(以下「本  
117 件通帳」という。)に、本件契約締結の際にBがAの預金口座に対して1500万円を振り込んだ  
118 旨の記帳がされていることを発見した。LがYに対してこれについて質問をすると、「Bから、亡  
119 くなる直前に、本件契約の際に権利金としてAの口座にかなりの額を振り込んだ、本件土地の更  
120 新時にもめるといけないから、本件通帳はきちんと保管しておくように、と伝えられていました。  
121 言われたとおり、本件通帳は本件契約の契約書と共に厳重に保管し、本件訴訟の前にも本件通帳  
122 の中身を見てBからAへの振込みも把握していましたが、本件訴訟においてそれほど重要なもの  
123 とは思っていませんでした。」との回答を得た。その後、Lは、近隣の土地の相場や賃料相場を調  
124 査した結果、BからAに支払われた権利金は、賃料の前払の性質だけではなく、更新料の前払の  
125 性質も含むものであったと思うに至った。

126

127 以下は、弁護士Lと司法修習生Qとの間の会話である。

128 L：最終期日には、BからAに対して更新料の前払の性質も含む権利金が支払われていた旨の新主  
129 張(以下「本件新主張」という。)をするとともに、この事実を立証するために本件通帳について  
130 の書証の申出とAの証人尋問の申出をしようと思います。ただ、最終期日にAの証人尋問を実施  
131 するというのは無理がありますから、改めて期日を指定してもらうことになります。

132 Q：Xは、これらの攻撃防御方法の提出は、時機に後れた攻撃防御方法であるとして、却下決定を  
133 申し立ててくるのではないのでしょうか。

134 L：その可能性は十分にあります。そこで、差し当たり本件新主張が却下されるか否かについて考  
135 えてほしいのです。Xは、①Y自身が最終期日に本件新主張をしたとしたら、時機に後れたもの

136 として却下されるべきである,②そうである以上, Zによる本件新主張も却下されるべきである,  
137 と主張してくると思います。まず, Xの立場から, ①について, その結論を得るための理由を説  
138 明してください。また, その際には, 以後予想されるXとY双方の主張立証活動と, 却下決定を  
139 得るのを容易にするためにXがYに対してすることができる訴訟法上の行為にも言及してくださ  
140 い。これを「課題1」とします。

141 その上で, Xの立場から②についてZによる本件新主張は却下されるべきであるという立論を  
142 して, さらに, Zの立場からこれに対する反論をしてください。これを「課題2」とします。

143 「課題2」の検討に当たっては, Y自身が本件新主張をしたとしたら, 時機に後れたものとし  
144 て却下されるということを前提としてください。

145

146 **【設問3】**

147 あなたが司法修習生Qであるとして, Lから与えられた課題1及び課題2について答えなさい。

[参考答案]

1 設問 1 [課題 1]

2 1. 処分権主義の下、裁判所は原告の申立事項以外について判決するこ  
3 とができない(民訴法 246 条)。したがって、原告の申立事項を質的に  
4 離れたり量的に超えた判決することは許されない。他方、申立事項の  
5 枠の中で一部のみを認める一部認容判決は、当然には禁止されない。

6 原告が一定額の立退料の支払と引換えに明渡しを求めている場合  
7 において、裁判所が原告の申出額から増額した立退料の支払との引換  
8 給付判決をすることは、原告の申出額による立退料の負担付きの明渡  
9 請求権を立退料を増額することにより一部縮減するものという意味  
10 で、質的一部認容判決に位置づけられる。

11 2. 処分権主義の根拠は当事者意思の尊重にあり、その機能は不意打ち  
12 防止にある。そこで、質的一部認容判決が処分権主義に違反するかは、  
13 通常原告の合理的意思と、被告に対する不意打ちの観点から判断さ  
14 れるべきである。本問における争点は、引換給付判決をすることが X  
15 の合理的意思に反するかである。

16 本問において、㉞ X の申出額と格段の相違のない範囲を超えて増額  
17 した立退料の支払との引換給付判決をすることができない場合、㉟請  
18 求全部棄却判決をすることになる。㉟の判決をした場合、賃貸借契約  
19 の終了に基づく目的物返還請求権としての建物収去土地明渡請求権  
20 の不存在について既判力(114 条 1 項)が生じるため、明渡請求権を  
21 基礎づけるための基準後の事由の存在が窺われない本問では、X は、  
22 再び同じ訴訟物について訴えを提起することにより本件土地の明渡  
23 しを受けることができなくなる。これは、「本件土地を明け渡してもらう

1       のが一番大事で」あると考えている X の意思に反する。

2       他方で、㊦の判決には、反対給付である立退料の金額が X の申出額  
3       と格段の相違のない範囲を超えているという点で、X の意思に反する  
4       のではないかという問題がある。

5       最高裁昭和 46 年判決は、原告が申出額と格段の相違のない範囲内  
6       で増額された立退料を支払う意思を表明していたという事実関係に  
7       着目して、原告の申出額と格段の相違のない範囲内で増額した立退料  
8       の支払との引換給付判決ならば、原告の意思に反しないとして、処分  
9       権主義に違反しない判断しているにすぎない。原告が申出額と格段の  
10      相違のない範囲を超えて増額した立退料を支払う意思まで表明して  
11      いた場合には、原告の申出額と格段の相違のない範囲を超えて増額し  
12      た立退料の支払との引換給付判決をすることは、原告の意思に反しな  
13      いから、処分権主義に違反しないと解すべきである。

14      そして、X は、口頭弁論期日において、「1000 万円という額に強い  
15      こだわりはない」、「本件土地を明け渡してもらうのが一番大事ですか  
16      ら、裁判所がより多額の立退料の支払が必要であると考えれば、  
17      検討する用意があります」と陳述している。このことから、X は、本  
18      件土地の明渡しを受けることを最優先に考えており、申出額 1000 万  
19      円と格段の相違のない範囲を超えて増額した立退料を支払う意思を  
20      有しており、これを表明していたといえる。

21      したがって、原告の申出額と格段の相違のない範囲を超えて増額し  
22      た立退料の支払との引換給付判決をすることは、X の意思に反しない  
23      から、処分権主義には反せず許される。

1 設問 1 [課題 2]

2 1. 仮に、X が、立退料を支払うこととその額が 1000 万円であることを  
3 最低条件としているのであれば、X の申出額よりも少額の立退料の支  
4 払との引換給付判決をすることは、原告の申立事項を質的に離れて又  
5 は量的に超えて判決するものとして、処分権主義に違反する。

6 しかし、口頭弁論期日において、X が「1000 万円という額に強いこ  
7 だわりはありません。この額は、早期解決の趣旨で若干多めに提示し  
8 たものですので、早期解決の目がなくなった以上、より少ない額が適  
9 切であると思っております。」とも陳述している。ここから、X は、第  
10 一次的には、1000 万円よりも低い金額の立退料の支払と引き換えに本  
11 件土地の明渡しを求めているといえる。

12 そうなると、X の申出額よりも少額の立退料の支払との引換給付判  
13 決をすることは、原告の申立事項を質的に離れたものでも量的に超え  
14 たものでもないから、処分権主義に違反しない。

15 2. 上記の引換給付判決は、立退料の支払額が原告が最低額として予定  
16 している金額と一致する場合には請求全部認容判決として、立退料の  
17 支払額が原告が最低額として予定している金額よりも多い場合には  
18 質的一部認容判決として、許容される。

19 設問 2

20 1. 手続保障及び審判対象の明確化のため、訴訟物は実体法上の請求権  
21 ごとに分断して捉えるべきと解する（旧訴訟物理論）。

22 X の Y に対する請求における訴訟物は土地賃貸借契約の終了に基づ  
23 く目的物返還請求権としての建物収去土地明渡請求権という債権的

1 請求権であり、XのZに対する請求における訴訟物は土地所有権に基  
2 づく返還請求権としての土地明渡請求権という物権的請求権である。

3 旧訴訟物理論からは、両請求における訴訟物は異なるものとなるか  
4 ら、仮に引受承継における「承継」について訴訟物である義務の承継  
5 を意味すると理解するのであれば、「承継」という要件を満たさない。

6 2. 引受承継における「承継」(50条)は、訴訟状態の継続利用という  
7 訴訟承継制度の趣旨から、究極的には従来 of 訴訟状態を継続利用すべ  
8 きかどうかという観点から決すべきものである。具体的には、「承継」  
9 とは紛争主体たる地位の移転を意味し、これに該当するかは、①新請  
10 求と旧請求とが主要な争点を共通にし、②承継人の紛争が旧当事者間  
11 の紛争から派生ないし発展したものと社会通念上見られる場合であ  
12 るかにより判断すべきである。

13 XY間の訴訟では、請求原因である本件契約の終了原因として借地  
14 借家法6条の「正当の事由」の有無が問題となり、そこで立退料の支  
15 払の要否及びその額が争点になる。XZ間の訴訟では、土地賃借権に基  
16 づく占有権原の抗弁に対する再抗弁として期間満了による本件契約  
17 の終了が主張され、再抗弁の成否との関係で同法6条の「正当の事由」  
18 の有無が問題となり、そこで立退料の支払の要否及びその額が争点に  
19 なる。このように、両訴訟における主要な争点が共通している(①)。

20 XのYに対する請求とXのZに対する請求は、いずれも、本件契約  
21 の期間満了による終了を理由として本件土地の明け渡しを求めると  
22 いう点でその実質的目的が共通しており、債権的請求権と物権的請求  
23 権との訴訟物としての違いは重要ではない。また、XがYに対して求



1 めている建物収去土地明渡しは、訴訟物の異同という法的評価を捨象  
2 すれば、XがZに対して求めている建物退去土地明渡しを包含するも  
3 のであるといえるから、Xが求めている明渡しの態様が異なっている  
4 点をもって両請求で実質的目的が共通していないということもでき  
5 ない。そうすると、社会通念上、Zの紛争がXY間の紛争から派生な  
6 いし発展したものとみられるといえる(②)。

7 したがって、ZはYからXY間における紛争の主体たる地位の移転  
8 を受けたとして、50条でいう「承継」をしたといえる。

9 設問3 [課題1]

10 ①は、157条に基づく時機に後れて提出された攻撃防御方法の却下を  
11 主張するものである。

12 1.「時機に後れて」とは、訴訟手続の具体的な進行状況やその攻撃防御  
13 方法の性質から、より早期に提出することが期待できる客観的事情が  
14 あったことを意味する。

15 本問では、弁論準備手続における争点及び証拠の整理が完了したこ  
16 とから弁論準備手続が終了し、その後、Cの証人尋問並びにX及びY  
17 の当事者尋問が実施され、口頭弁論の終結が予定された口頭弁論最終  
18 期日の段階で初めて、本件主張がなされている。

19 弁論準備手続(168条以下)は、争点整理手続の一つとして、事実  
20 の認否を確認することで争いのある事実と争いのない事実を区別し  
21 て証拠調べの対象となる事実を確定していくことを目的とするから、  
22 弁論準備手続では事実の認否及びその撤回の機会が十分に与えられ  
23 ていたといえる。本問では、弁論準備手続が完了しており、しかも口

1 頭弁論の最終期日に至っているのだから、より早期に本件新主張をす  
2 ることが期待できる客観的事実があったといえる。

3 したがって、本件新主張は「時機に後れて提出」されたものである。

4 2. 「故意又は重大な過失」は、攻撃防御方法の種類や当事者の法律的知  
5 識の程度を考慮して判断される。

6 本件新主張は、当初から主要な争点となっていた更新拒絶の「正当  
7 な事由」の評価障害事実に関するものであり、その性質上、相殺の抗  
8 弁や建物買取請求権といった仮定抗弁のように経済的出捐を伴うた  
9 めに早い段階での提出を期待し難いものではない。しかも、Yは、本  
10 件訴訟の前から、BからAに対して1500万円の権利金が支払われて  
11 いたことについてBから聞いて認識していたとともに、本件通帳の中  
12 身を見てBからAへの振り込みも把握していた。このことに、最終期  
13 日まで本件新主張をしなかったことも踏まえると、Yが上記の権利金  
14 が更新料の前払いの性質を含むものであることを認識していなかつ  
15 たとしても、少なくともYには「重大な過失」が認められる。

16 3. 「訴訟の完成が遅延させることとなる」とは、当該攻撃防御方法につ  
17 いて審理を行う場合と行わない場合とにおける訴訟完結の時点を比  
18 較して、当該攻撃防御方法の審理がなければ直ちに弁論を終結し得る  
19 のにさらに期日を開かなければならないことを意味する。

20 本件訴訟では既に予定されていた証拠調べを全て終え、口頭弁論の  
21 最終期日に至っていたのだから、本件新主張がなければ、最終期日の  
22 終了をもって訴訟が完結していた。

23 これに対し、本件新主張がなされた場合、権利金の趣旨という新た

1 必要証事実が生じる。そして、Xは、権利金は更新料の前払いではな  
2 く賃料の前払いと敷金の趣旨で支払われたものであるとして、権利金  
3 の趣旨を争うための主張をした上で、自らの主張に係る事実を立証す  
4 るための証拠を新たに提出することが考えられる。他方で、Yは、本  
5 件通帳についての書証の申出とAの証人尋問の申出をし、Xは、Aの  
6 証人尋問において反対尋問をすることになる。このように、権利金の  
7 趣旨について審理するために、複数の証拠調べ手続を要することにな  
8 り、特にAの証人尋問を最終期日に実施することには無理があるため、  
9 上記審理のためにさらに期日を開かなければならない。

10 したがって、本件新主張の審理がなければ直ちに弁論を終結し得る  
11 のにさらに期日を開かなければならないから、「訴訟の完成が遅延さ  
12 せることとなる」も満たす。

13 4. よって、本件新主張は157条により却下される。

#### 14 設問3 [課題2]

##### 15 1. Xの主張

16 訴訟承継の主眼は訴訟状態の引継ぎにある。すなわち、当事者平等  
17 原則の下で対等な立場で訴訟を迫行してきた当事者間の公平を確保  
18 するために訴訟状態の引継ぎにより当事者の既得の地位を保障する  
19 必要があり、これは訴訟経済にも適う。

20 また、承継人には係争権利関係をめぐり適格者であった被承継人に  
21 よる訴訟迫行を通じて、相手方当事者には被承継人との間での自らの  
22 訴訟迫行を通じて、それぞれ手続保障があったといえる。

23 そこで、原則として、承継人は被承継人の承継時における訴訟上の

1 地位をそのまま承継すると解する（訴訟状態帰属効）。

2 そうすると、Zは、訴訟承継の効果として、Yの訴訟状態を引き継  
3 ぐことになるから、Zが本件新主張をしても、Yの場合と同様、157条  
4 により却下される。

## 5 2. Zの反論

6 訴訟承継による訴訟状態帰属効により、被承継人が不利な訴訟状態  
7 にあった場合、承継人はその不利な訴訟状態を引き続くことになる。  
8 これが正当化されるのは、承継人には係争権利関係をめぐる適格者で  
9 あった被承継人による訴訟追行を通じて手続保障があったといえる  
10 からである。そうすると、承継人について被承継人による訴訟追行を  
11 通じた手続保障があったといえない事柄については、訴訟状態帰属効  
12 が生じないと解すべきである。

13 Yは、AB間における権利金1500万円の振り込みについては訴訟前  
14 から認識していたが、上記権利金が更新料の前払いとしての性質も有  
15 していたことについてまでは認識していなかったため、権利金の振り  
16 込みについてそれほど重要なものとは思っていなかった。法律の専門  
17 家ではないYが上記のように思うことはやむを得ないといえる。そう  
18 すると、Yには、権利金の存在と性質について「正当な事由」の評価  
19 障害事実として主張する機会が与えられていなかったといえるから、  
20 ZについてもYによる訴訟追行を通じた上記の機会の保障があったと  
21 はいえない。したがって、本件新主張が157条により却下されるとい  
22 うYの訴訟状態はZには引き継がれない。よって、Yによる本件新主  
23 張は157条により却下されない。 以上